

町方地区、安渡地区、赤浜地区、吉里吉里地区の 震災復興土地区画整理事業が認可を取得しました

2013年3月25日

各地区の事業計画が県知事の認可を受け、3月7日（木）をもって同時に決定しました。これにより本格的に復興事業がスタートします。これからも地域の皆さんと力を合わせ、1日も早い復興を目指し進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、土地区画整理事業を実施する上で、必要となる申告や届出などについては左記のとおりとなります。詳細については、施行地区内の関係権利者に郵送でお知らせします。

1. 建築行為などの制限

事業施行期間中、土地区画整理事業区域内で建築行為などを行う時は、町の許可を受ける必要があり、事業の障害となる場合は許可されません。

2. 借地権の申告

登記簿に記載されていない権利のある人は、申告することができます。登記簿に記載されていない権利とは、登記されていない借地権などをいいます。

3. 土地の面積について

土地区画整理事業では、登記簿に記載されている地積を基に土地の配置換え（仮換地）などを決めていきますが、登記簿の地積と現地の面積に差がある場合は、ご自身で測量の上、町に地積の更正を申し出ることができます。

4. 代表者選任通知

1筆（いっぴつ）の土地を2人以上で共有される場合は、その土地の代表者を定めて町に届けてください。

5. 所有権移転や住所変更などの届出

土地の相続や売買などで所有権を移転したり、住所や氏名を変更した時、または分筆・合筆をする場合は、町に届け出た上で登記してください。

6. その他

- (1) 土地区画整理事業では、土地の配置換え（仮換地）について、地権者や土地区画整理審議会の意見を聞きながら決めていきます。

土地区画整理審議会は、各地区 10 名の委員で構成されますが、地権者などから 8 名を選挙で選び、学識経験者から町長が 2 名を選任します。

審議委員の選挙日程などについてはお知らせします。

- (2) 土地区画整理事業では、本来、仮換地指定を実施した後で工事に着手しますが、1 日も早い復興を目指して、早期に盛土などの工事着手をしたいと考えています。そのために、地権者から「起工承諾」の同意をお願いする予定ですので、ご理解・ご協力をお願いします。該当する人には、郵送でお知らせします。
- (3) 町は、区画整理事業区域内において、土地の買取り申請を受け付けています。買い取った土地については、事業の効率化や災害公営住宅用地、または防集移転団地を整備する用地としますので、希望する人は、都市整備課までご連絡ください。

お問い合わせ

都市整備課

区画整理班：町方、沢山

電話：0193-42-8723